

○須高行政事務組合職員の早期退職募集実施要綱

(令和5年11月1日訓令第2号)

(趣旨)

第1 この要綱は、職員の年齢別構成の適正化を図り、人事の刷新及び行政能率の向上に資するため、定年前に退職する意思を有する職員の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の早期退職募集)

第2 職員の早期退職募集に関しては、[須坂市職員の早期退職募集実施要綱（令和5年須坂市訓令第1号）](#)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(須高行政事務組合職員の特別退職制度実施規程の廃止)

2 須高行政事務組合職員の特別退職制度実施規程（平成22年訓令第1号）は、廃止する。